

## 新得町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						26年度の人件費率
27年度	人 6,336	千円 8,517,018	千円 48,215	千円 985,742	% 11.5	% 14.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 116	千円 390,822	千円 77,236	千円 148,016	千円 616,074

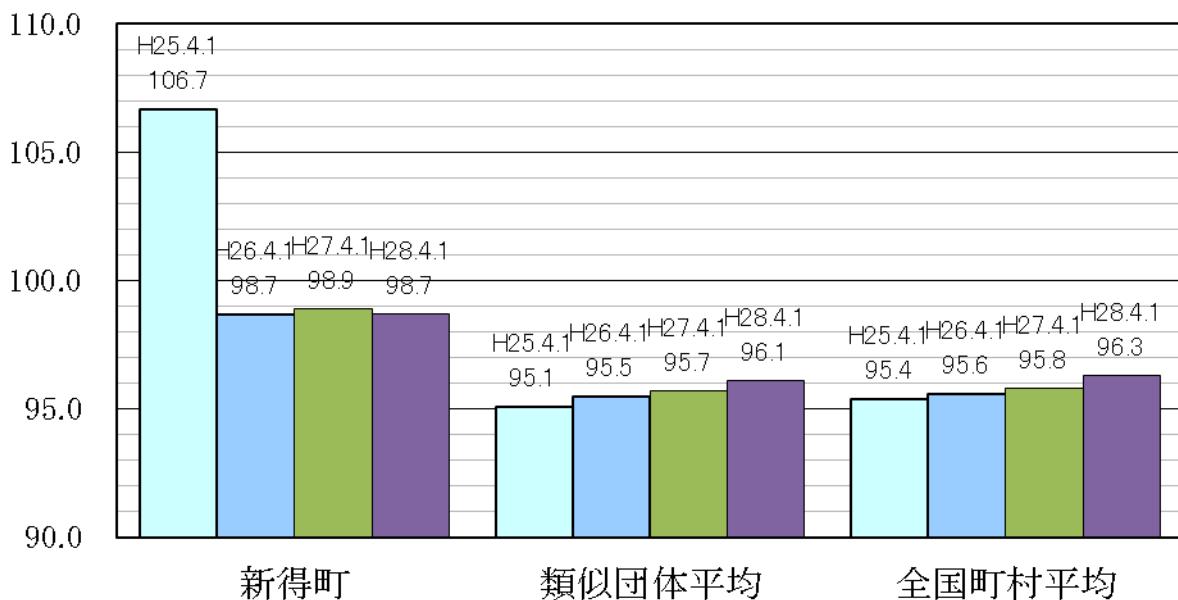
一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費	
	千円 5,311	千円 5,623

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれております、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載省略

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

改定率0%～△4%、平均2%の引き下げ。

給料表の5級、6級にそれぞれ8号俸追加。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 東京都に在勤する職員について国基準20%に対し、新得町においても20%に引き上げ

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。

##### ③その他の見直し内容

単身赴任手当 基礎額を30,000円に、加算上限額を70,000円にそれぞれ引き上げ。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新得町	40.1歳	304,841円	356,348円	351,573円
北海道	44.8歳	333,069円	400,645円	376,425円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8歳	307,432円	353,054円	336,977円

#### ②技能労務職

該当なし

#### ③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新得町	34.0歳	245,175円	267,235円
北海道	43.3歳	368,851円	420,109円
類似団体	40.9歳	289,515円	310,421円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分	新得町		北海道		国
	一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	
		高校卒	144,600円	144,600円	

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分	10年～15年未満		20年～25年未満		25年～30年未満		30年～35年未満	
	一般行政職	大学卒	271,233円	353,100円	379,140円	391,392円		
		高校卒	235,000円	340,517円	370,833円	397,580円		

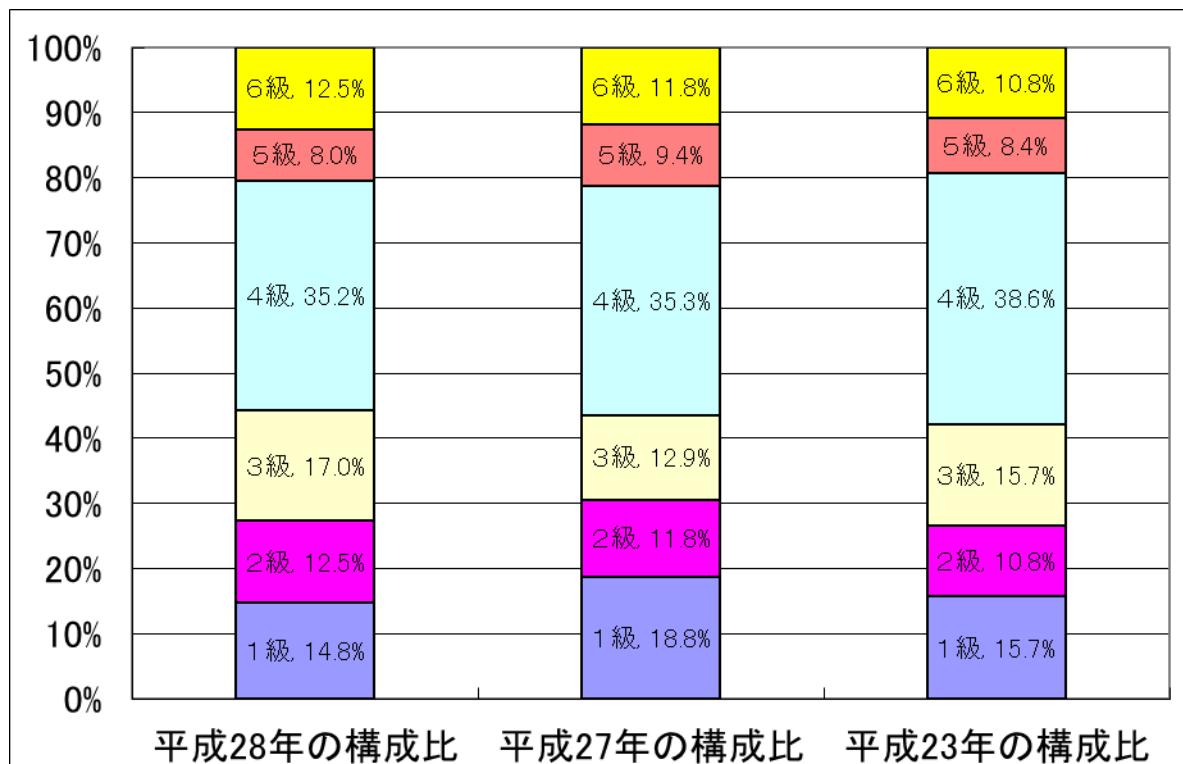
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師・主事補・技師補	13人	% 14.8	円 140,100	円 246,100
2級	主事・技師	11人	% 12.5	円 190,200	円 303,000
3級	係長・主任	15人	% 17.0	円 226,400	円 348,800
4級	課長補佐・係長・主査	31人	% 35.2	円 259,900	円 389,900
5級	課長・課長補佐	7人	% 8.0	円 286,200	円 391,800
6級	課長	11人	% 12.5	円 317,000	円 409,000

(注) 1 新得町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度は実施したが給与への反映は行っていない。

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	新得町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

新得町	北海道	国
一人当たりの平均支給額（27年度） 1,367千円	一人当たりの平均支給額（27年度） 1,626千円	－
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5～20% 管理職 加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5～20% 管理職 加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価は実施したが勤勉手当への反映は行っていない。

平成28年度中における運用	新得町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

### (2) 退職手当（28年4月1日現在）

新得町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445月分 25.55625月分	勤続20年 20.445月分 25.55625月分
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 2～45%	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(退職時特別昇給 希望退職制度適用時 8～12号俸)	(割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 417千円 0千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		172千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		85,766円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3 %	2 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.7 (98.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業従事手当	衛生担当職員	防疫作業	千円	1回 500円
町税滞納処分従事手当	税務職員	滞納処分	千円	1日 500円
行旅死亡人取扱従事手当	社会福祉担当職員で直接従事した者	行旅死亡人の収容、埋葬等作業	千円	1日 2,000円
犬等取扱作業手当	生活環境職員で直接従事した者	犬等の捕獲、動物の死体処理等	千円	1日 500円
山岳手当	入山作業に従事した者	山岳調査等	千円	1日 600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決済）	23,967千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決済）	266千円
支給実績（26年度決済）	19,862千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決済）	301千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者 13,000円</li> <li>○ 扶養親族（配偶者除く） 1人6,500円 (被扶養者のうち、15～22歳の者は5,000円加算)</li> <li>○ 配偶者のいない職員の扶養親族 1人のみ11,000円</li> </ul>	同じ		14,174千円	228,605円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借家 24,000円を上限に支給 (6,000円以上の家賃を対象)</li> <li>○ 持家 世帯主である者に対し 15,000円</li> </ul>	異なる	(借家) 上限額が国よりも低い (持家) 国より高い	19,099千円	214,599円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤距離区分に応じ</li> <li>○ 自動車の場合 2,800円～9,100円支給</li> <li>○ 交通機関利用者 24,000円以内</li> </ul>	異なる	距離区分が異なる	862千円	78,400円
管理職手当	課長職 給料月額の12% 補佐職 給料月額の10%	異なる	支給率が国より低い	10,858千円	542,910円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月～3月支給（5ヶ月）</li> <li>○ 扶養親族のある世帯主 月額26,380円</li> <li>○ 扶養親族のない世帯主 月額14,580円</li> <li>○ その他の職員 月額10,340円</li> </ul>	同じ		10,992千円	102,730円

## 5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料	月額等
給 料	町長	766,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 817,000円／378,500円
	副町長	641,000円	678,000円／471,000円
報 酬	議長	296,000円	364,000円／220,000円
	副議長	233,000円	285,000円／177,000円
	議員	188,000円	263,000円／143,000円
期末手当	町長 副町長	(27年度支給割合) 4.0月分	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 4.2月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 766,000円×在職年数×5.126 641,000円×在職年数×3.234	(1期の手当額) 15,706,064円 8,291,976円 (支給時期) 任期毎 任期毎
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

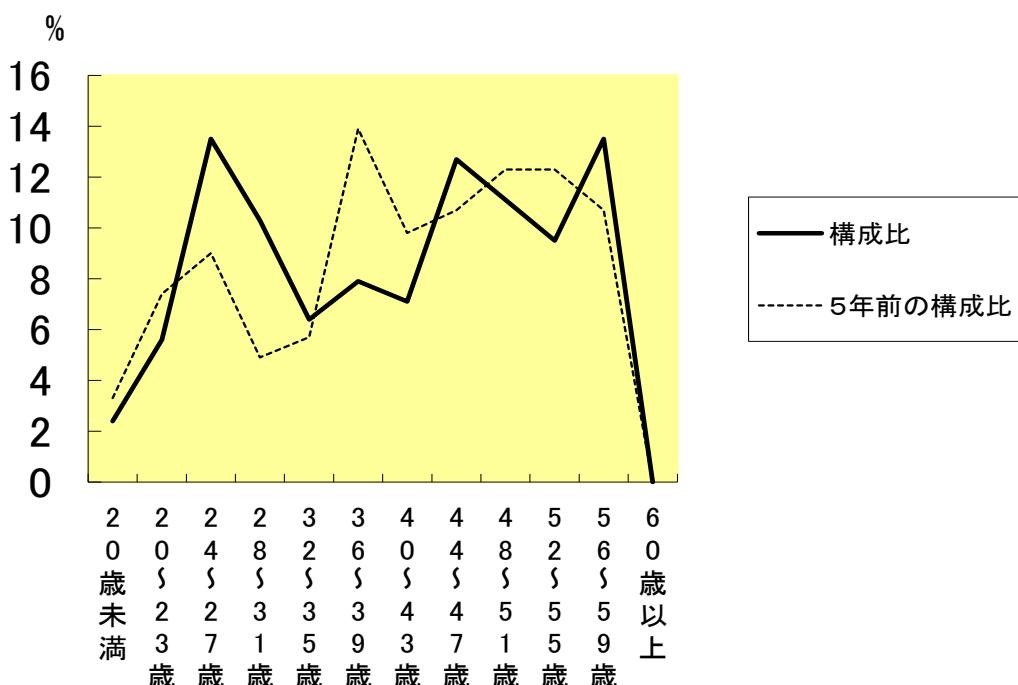
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数	対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	29	30	1	会計管理システム導入準備に伴う業務増
		税務	6	5	-1	組織改編に伴う業務移管による減
		民生	25	24	-1	退職者不補充
		衛生	13	13	0	
		農林水産	13	13	0	
		商工	6	7	1	イベント開催による業務増
		土木	8	8	0	
		計	102	102	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 160.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 126.84人)
		教育部門	14	16	2	派遣受入終了による職員配置による増+1 退職前倒し採用による増+1
公営企業計等部門		消防部門				
		小計	116	118	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 153.09人)
		国保	1	1	0	
		老健	1	1	0	
		介護	2	2	0	
		水道	2	2	0	
		簡易水道	1	1	0	
合 計		下水道	1	1	0	
		小計	8	8	0	
		合 計	124 [ 120 ]	126 [ 120 ]	2 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 198.80人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳未満	24歳未満	28歳未満	32歳未満	36歳未満	40歳未満	44歳未満	48歳未満	52歳未満	56歳未満	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	3	7	17	13	8	10	9	16	14	12	17	0	126

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	97	99	98	101	102	102	5 (105.15%)
教育	17	16	17	14	14	16	-1 (94.11%)
消防							
普通会計計	114	115	115	115	116	118	4 (103.50%)
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	8	
総合計	122	123	123	123	124	126	4 (103.28%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。